

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成25年7月2日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) 株式会社千厩商業開発

(イ) 株式会社サンデー

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 千厩ショッピングモールエスピア・サンデー千厩店 一関市千厩町千厩字東小田90番地ほか

ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成25年3月22日

オ 変更の理由 代表者の変更のため

(2) 届出年月日 平成25年6月10日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 鈴木 雅喜

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンデー水沢店 奥州市水沢区斉の神113番地

ウ 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成25年3月22日

オ 変更の理由 代表者の変更のため

(2) 届出年月日 平成25年6月10日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所

3(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社トキワ

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 カルチャーパークあてるい・A 奥州市水沢区佐倉河字東沖ノ目108番地1ほか

ウ 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成25年3月22日

オ 変更の理由 代表者の変更のため

(2) 届出年月日 平成25年6月10日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所

4(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社サンデー

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンデー花巻店 花巻市南城10番地

ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成25年3月22日

オ 変更の理由 代表者の変更のため

(2) 届出年月日 平成25年6月10日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び花巻市役所

5(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) マックスバリュ東北株式会社

(イ) 株式会社サンデー

(ウ) イオンタウン株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン北上 北上市里分4地割17番地2ほか

ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成25年3月22日

オ 変更の理由 代表者の変更のため

(2) 届出年月日 平成25年6月10日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所

6(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社サンデー

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンデー北上江釣子店 北上市上江釣子7地割30番地1

ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成25年3月22日

オ 変更の理由 代表者の変更のため

(2) 届出年月日 平成25年6月10日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所